

令和 8 年 4 月 1 日

## 委託業務の熱中症対策費用の積算方法について（お知らせ）

このことについて、猛暑対策に必要な費用の積算方法について下記のとおり定めましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象業務

- (1) 測量業務
- (2) 地質調査業務（一般調査業務）
- (3) 地質調査業務（解析等調査業務）
- (4) 土木設計業務
- (5) 調査、計画業務

#### 2 対象となるの費用

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用とする。

なお、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）については、諸経費率に含まれるため、対象外とする。

#### 3 積算方法

現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、委託の施工単価積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

対象業務のうち（1）（3）（4）（5）

直接経費のその他の項目に諸経費対象外として積み上げ計上

対象業務のうち（2）

直接調査費のその他の項目に諸経費対象外として積み上げ計上

#### 4 留意事項

ア 熱中症対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に受発注者協議（17 条協議）の上、決定するものとする。

イ 費用は、変更設計時に見積等による価格（積上区分：全間接費の対象外）を計上する。

ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工

事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

エ 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

キ 実施後には、実施した内容を写真等の書面により確認すること。

5 対象業務である旨の明示

熱中症対策の対象業務である旨を特記仕様書（別紙）に明示するものとする。

6 適用

令和8年4月1日以後に積算する業務から適用する。

ただし、既に契約している業務についても受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

特記仕様書記載例

第〇条

現場の施設や設備に対する熱中症対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。